

発行日 1971年2月15日
発行部数 15,000部
発行所 石岡市役所
電話 (代表) (3)1111番
郵便番号 315



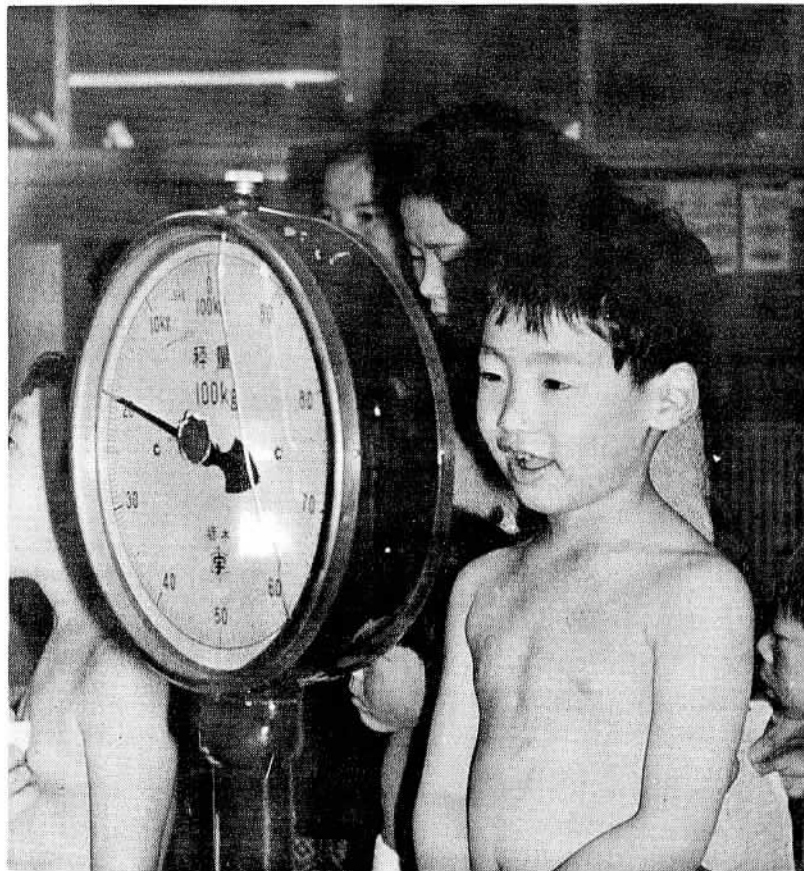
発行所

石岡市役所

石岡市大字石岡408番地
電話 (代表) (3)1111番
郵便番号 315

発行人 編集

大和田健三郎
総務部



もうすぐ 1年生

ボクの体重いくらかナ

市内でことし小学校に入学する児童は七百人(男児三百七十八人、女児三百三十人)、昨年と比べると二十人程度多くなっています。
このよい子たちがみんなそろって、元気に入学できるやうにと、市内の各学校では一月二十日から二十九日まで、
就学児童の健康診断を行ないました。
「ボクの体重いくらかナ」と、お母さんに連れられたよい子たちは、ちよつぱり不安げな表情でした。
(石岡小学校にて)

「おまえが一口ごたえ」
したり、自分の考えを主張したりするのは、自分の考えを持ったひとりの人間として成長しているわけです。そこで大切なことは、「一口ごたえ」や自己主張を話し合って、正しいものを認めてやり、そのことによつて「自信」を持たせることです。また「自分のものは自分の場所へ」という習慣をつけさせることも忘れてはなりません。これは「子どものもの」ということをはっきりしてやることです。食器、洋服、歯ブラシ、タオル、おもちゃ、本など「これはおまえのものだときめて、しまつておく場所をくふうして、はつきりさせてやることです。それに、「しまりに従つたことを誇りに感じる気もち」を持ち始めるので、約束という意味がわかるようになりま

入学前の子どものしつけ

「おまえはダメね…」はダメ

「おまえはダメね…」というのではないよう心掛けねばなりません。「おまえはダメね…」ときめつけることはありませんか。人間の能力には、一般的なものと特殊なものがあります。例えば山下清画伯のような特殊な能力の持主もいます。だから、そのような可能性をもっている子どもさんを大切にすることがあります。「おまえはダメね…」をつつしんでください。
最後に、よい習慣をつけるやう気をくばっていただくことをお願いしたいと思ひます。朝起きる、自分で身じたくをする。歯をみがき顔を洗う。しまつた時間

約束を守らない。「だます」
きたいものです。(学事室)

春先は火災が多い ことしはすでに11件

2月28日～3月6日 全国火災予防運動



油火災に備え消火演習

二月二十八日から三月六日まで春の全国火災予防運動が行なわれます。これから、春先にかけては強い南風が吹き、気温が上って空気も乾燥してくるので、火事が起きやすくなり、風が

強いと大火になるおそれもあります。石岡市内では、ことしに今までに十一件の火災が発生し、およそ四百七十九万円にもなる損害をこうむっています。

出火原因は、マッチのいたずら、たばこの吸いがらによるもので、いずれも不注意によって起きています。火の元は、火災予防期間中だけでなく、一年を通じて注意してしすぎるといふことはありませんので、十分注意していただきたいものです。とくに次のことは、いつも心がけてほしいものです。

- マッチは子どもの手のとどかないところへ置くこと
- 石油ストーブは、火をつけたまま給油したりしないこと
- たばこは火を完全に消してから吸いながら入れへ
- バケツ一ぱいの水は、いつでも火のそばに置くこと
- 病人や老人、子どもはすぐ逃げられる場所に寝かせること

市街化区域などの 線引き決定

新都市計画法による市街化区域と市街化調整区域の線引きが一月二十日付で県において告示され正式に決まりました。

この市街化区域と調整区域の線引きについては、市で昨年の二月から市総合計画審議会を開いて慎重に審議し、十分に検討をしてみました。

また、県でもこれとあわせて線引きの素案をつくって、市の意見との調整を十分に行い、昨年十一月三十日には府中中学校体育館で公聴会を開き、この素案に対する市民の皆さんの意見も聞きました。

このように各方面からの意見をもとに、検討されたこの線引案は、一月七日に開かれ

た茨城県都市計画審議会で議決され、建設大臣の認可を受け正式に決まったものです。なお、この線引きについての区域図など関係書類が市建設部に備えてありますので、ご覧になってください。

調整区域内での 開発行為は六カ 月以内に届け出を

調整区域内では、一般住宅を建てたりする開発行為はできないことになっています。

ただし、昭和四十六年一月二十日以前自分の住宅を建てるためや事業を行なうために土地や借地権を持っていた人が一月二十日以後六カ月以内に届け出をすれば、五カ年以内にその目的で行なう開発行為は認められます。

なお、この市街化調整区域内開発行為猶予届けの受付は市役所建設部監理課で行なっています。

農業者年金制度スタート

65歳から月額1万8800円の年金

一月から農業者年金制度がスタートしました。

この年金制度については、前にもお知らせしましたが、今月号でもう一度給付内容などについてお知らせいたします。

- 加入条件は、
辛アール以上の農家経営者で、国民年金に加入している人は必ず加入しなければなりません。
- 加入条件は、
辛アール以上の農家経営者で、国民年金に加入している人は必ず加入しなければなりません。

この年金は表で示すように、経営移譲年金、農業者老令年金、国民年金所得比例給付、同定額給付の四つに分けられています。そこで、いま四十歳の方が保険料を二十年間(最低資格期間)納めて、六十歳で経営移譲したとすると年金額はいくらになるかみてみましょう。

表をみていただければわかるように、六十歳から六十四歳までは月額一万六千円の経営移譲年金が支給され、六十五歳になると、国民年金の定額給付九千六百円、国民年金所得比例給付三千六百円、それに経営移譲に

関係なく支給される農業者老令年金四千円とこれまで受けてきた経営移譲年金の割に当たる千六百円合わせて月額一万八千八百円が支給されます。

六十五歳になっても経営移譲しない人は、経営移譲給付の一割千六百円が支給されないで月額一万七千二百円になります。

なお、この年金の最低資格期間は二十年ですが、制度発足当初は特例として、

- (一) 農業者年金保険料 七百五十円
- (二) 国民年金定額分保険料 四百五十円
- (三) 国民年金所得比例保険料

三百五十円

市県民税出張受付日程

2月15日	葦半 石ノ	沢木 松子	葦村 石ノ	沢木 松子	公民館 平宅
2月16日	鹿谷 大村	向砂 上	飯田 繁松	飯田 繁松	公民館 上公民館
2月17日	根姥 正	当橋 内	赤津 光男	赤津 光男	公民館 男宅
2月18日	行出 東	里山 辻	行里 川	行里 川	公民館 集荷所
2月19日	兵大 高	谷	平沢 竹	平沢 竹	公民館 四郎宅
2月20日	田茨 旦	島城 地	田島 良男	田島 良男	公民館 男宅
2月22日	染池 滝	谷袋 場	染谷 公	染谷 公	公民館 男宅
2月23日	中北 高	津根 田	中津 川	中津 川	公民館 男宅
2月24日	高東 羽	成中 子	高東 区	高東 区	公民館 男宅
2月25日	東小 長	大井 見	東大 橋	東大 橋	公民館 男宅
2月26日	水内 公	幡原 戸	水内 公	水内 公	公民館 男宅
2月27日	大板 御	井前 月	大板 御	大板 御	公民館 男宅
3月1日	三石 川	村他 他	三村 公	三村 公	公民館 男宅
3月2日	三石 川	村他 他	三村 公	三村 公	公民館 男宅
3月3日	三石 川	村他 他	三村 公	三村 公	公民館 男宅
3月4日	三石 川	村他 他	三村 公	三村 公	公民館 男宅
3月5日	三石 川	村他 他	三村 公	三村 公	公民館 男宅
3月6日	三石 川	村他 他	三村 公	三村 公	公民館 男宅
3月8日	三石 川	村他 他	三村 公	三村 公	公民館 男宅

市県民税の申告は 3月15日まで

—印鑑を忘れずに—

昭和四十六年一月一日現在
石岡に住んでいた人で、次の

申告しなければならない ばならない人

昭和四十六年一月一日現在
石岡に住んでいた人で、次の

昭和四十六年一月一日現在
石岡に住んでいた人で、次の

ことしも市県民税の申告時期になりました。申告は二月十五日から三月十五日まで市役所の二番の窓口で受付けています。ただし、遠方の地区の皆さんは、各部落へ出張して相談受付を行ないますので、その時申告を済ましてください。なお、期限内に申告しないと各種控除(たとえば雑損医療、社会保険料、生命保険料など)が認められなくなり、結局高い税金を納めなければならなくなりますので忘れずに三月十五日までに申告しましょう。

ような場合には申告しなければなりません。昭和四十五年中に、営業、農業、配当、不動産、譲渡など各種の所得(利子所得を除く)があった場合、(二)給与所得者で次のような場合、

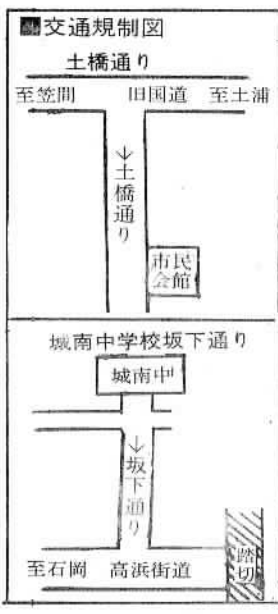
所得税・事業税も三月十五日までに申告しなくてもよいことになっています。所得税の確定申告及び事業税の申告も三月十五日までです。忘れずに申告しましょう。なお、忙しくて県税事務所や税務署へ行かれないという人のために、それぞれの役所から係員が出張して申告受付をしますので、そのときに済ませてください。日程と場所は次の通りです。

■給付の月額

給付の種類	加入期間				
	5年	20年	25年	30年	
60~64歳の給付	8,000円	16,000円	20,000円	24,000円	
65歳以降の給付	経営移譲(65歳まで)を要件とする給付 A	800円	1,600円	2,000円	2,400円
	経営移譲の有無にかかわらず行なう給付 B	1,000円	4,000円	5,000円	6,000円
	国民年金所得比例給付 C	900円	3,600円	4,500円	5,400円
	国民年金定額給付 D	6,000円	9,600円	11,200円	12,800円
計	8,700円(7,900円)	18,800円(17,200円)	22,700円(20,700円)	26,600円(24,200円)	

一方通行路三カ所に

石岡警察署では、このほど土橋通りと城南中学校坂下通りを図のように一方通行にしました。規制は終日です。なお、今後も道中がせまく交通量の多い道路は一方通行にする方針です。



五年以上保険料を納めれば、期間に応じた年金が支給されます。表のように、保険料納付済

機構改革

公害交通課を新設

市では二月一日付で一部機構改革を行ない、厚生部内に公害交通課(課長前野秀明)を新設し、今後の公害や交通の問題に取り組んでいくことになりました。

なお、こんどできた公害交通課では次のような仕事を担当します。

- 交通安全係
- 交通安全対策の企画
- 交通安全思想の普及
- 交通安全運動の推進
- 交通安全指導

- 交通行政機関及び交通関係機関団体との連絡
- 交通災害共済組合事務
- 交通災害相談
- 公害係
 - 公害に関する調査
 - 公害発生源の調査
 - 公害事案の処理
 - 公害対策について関係部、課、関係機関団体との連絡調整

公証役場ご利用ください

金の貸し借り、不動産の売買、その他のいろいろの契約や遺言などを法律的にキチンとさせて確実なものにするためには、公証役場で公証証書にしておくことが一番よい方法です。

最近では、一般の人々も、さかんに公証制度を利用しています。

公証証書は全国どここの公証役場でいつでもつくれます。法律は知らなくても、誰でも、手軽な手つづきで依頼できます。手つづきのくわしいことは

土浦の公証役場(土浦市前谷原シャルムビル四階)か法務

河川法施行令の改正

自動車乗り入れなど禁止

ただの口約束や当事者間の契約書だけでは相手方が約束を履行しないときもありません。このようなときに公証証書をつくっておけば、金の取立ては裁判をしなくても公証証書の力で強制執行ができます。取引や契約は完全です。

河川法施行令の一部が改正されて、昨年の十一月七日から河川に汚物など捨てたりすると罰せられることになりました。改正の内容は次の通りです。

- 一級河川において、河川管理者が指定した水域を舟またはいかだで通るときには河川管理者が決める通航方法などにしたがわなければならない。

局でおたずねください。相談は無料です。

公証証書をつくる手数料の基本料金は次のとおりです。

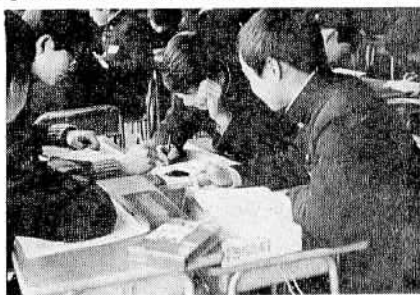
十万円までのもの	五百円
二十万円	六百円
五十万円	九百円
一百万円	千二百円
二百万円	千七百円
五百万円	二千四百円
一千万円	三千五百円
一千万円以上のものは五百万円ふえるごとに五百円加算	

- 一級河川において、竹木の流送をしようとするときは河川管理者の許可を受けなければならない。
- 河川を損傷したり、河川区域内の土地に土石、汚物、廃物を捨てたり、河川管理者が指定した河川区域内に自動車を乗り入れることを禁止する。
- 河川に一日五十立方メートル以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ汚水の量、質、処理方法などを河川管理者に届け出なければならない。
- なお、河川管理者は異常な濁水などにより汚れがひどくなり、河川管理上重大な支障を及ぼすおそれのある場合には、関係者に知らせてその支障をなくすために汚水排出者に対し汚水排出の減量、一時停止などの措置をすることができ、洪水または高潮のおそれのある場合には、河川区域内にある舟、材木などの所有者などは、それらが流されないようにしておかなければならない。
- 河川区域内の土地において、汚物の付いた物を洗ったり、土石、竹木などの物を置いたりしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。

⑧ 石岡中学校 学園めぐり

石岡中学校は生徒数六八七名、昭和二八年に現在地に移転した。昭和三四年学校図書館の研究、昭和三八年体育の研究と県指導課の指定研究、昭和四一年NHK放送教育、昭和四二年文部省道徳教育研究校として、充実した県南中学の雄として知られている。

父兄の職業別の分類を見ると、会社員二九%、農業一〇%となり、高校進学希望者は、全体の九二%であり、直ちに就職する者、四年度においては三〇名と非常に少数である。中学校教育がともすると人間教育という広い視野を忘れ、知的面のつめ込み教育になりやすい欠陥を是正すべく、道徳教育のすばらしい学習が展開されている。市村校長はその重厚な人柄、教育への信念に燃える精神の若さをもって鋭意子弟の教育に当たっている。伝統のよさと、新しい社会の要請に答える革新とを、あわせ持つ名門校である。



授業は生徒同志の話合いで進められる。



「若人らしい勇気をもって……」

ことしの成人式は成人者787人のうち416人が出席、1月15日午前10時から市民会館で行なわれました。

市長は「若人らしい勇気をもって生きてほしい」とあいさつ。成人者を代表して高野正義君(三村)と大塚朝子さん(北根本)が謝辞をのべ式を終了しました。

カメラ探訪

老田橋完成
総工費1,590万円

小井戸地先の園部川にかかる老田橋の永久橋かけかえ工事が、昭和44年から2ヵ年継続事業で進められていましたが、このほど完成し1月11日に関係者を招いて渡りぞめを行いました。

なお、この橋は長さ48メートル。幅5メートルです。



昭和四十五年の「赤い羽根共同募金」及び「歳末たすけあい募金」は、市民の皆さんの暖かいご協力をいただき、共同募金については百四十七万六千余円、歳末たすけあい募金については九十六万一千余円と、それぞれ予想を上回る好成績をおさめることができました。

なお、共同募金は全額茨城県共同募金会へ送金しました。このうち七十七万五千余円は改めて市の社会福祉協議会に配分されますが、残りは国や県の社会福祉事業資金に当てられ養護施設の増設などに使われます。

善意がいっぱい! 募金総額245万5,209円

共同募金と歳末たすけあい募金

■歳末たすけあい募金配分

児童収容児(養護)施設見舞	33世帯	59,400
精薄児肢体不自由児見舞	41	49,200
老人ホーム見舞	20	24,000
長期入院患者見舞	56	78,400
要保護世帯見舞	73	197,100
学童援護見舞	11	6,500
母子家庭見舞	5	6,000
在宅寝たきり老人見舞	63	75,600
交通遺児見舞	32	38,400
授産施設利用者見舞	23	75,500
法外旅費		100,000
次年度歳末たすけあい資金		200,000
事務費・通信費・雑費		51,560
合計		961,660

また、歳末たすけあい募金のよう配分委員会を開き、十二月中には、市で配分委員会を開き、それぞれお届けしました。

季節の話題

早春とはいえず、寒さはまだかなりきびしく、季節風も強く、大陸から寒波が襲ってきています。樹木の肌をみても、かすかに春の気配の動きが感じられます。お天気は、表日本は一般に晴天ですが、裏日本は曇りが続き、積雪二、三メートルにも及ぶところがあるようです。

死亡順位で第一位です。成人病というのは脳卒中のほか、ガンや心臓病を指しますが、これらの病気がとくに壮年期の方がたに多いので成人病といわれているのです。

脳卒中の前駆症状として、めまい、手足のしびれ、頭痛、口のもつれなどが起こった、たとえ軽くても脳卒中の疑いがありますから、安静にして医師に診てもらうことを心掛けてください。

おわび

一月号の優良統計調査員表彰の記事中、小松崎通雄さんの住所が染谷とありましたが、は正上内の誤りですので訂正しておわびします。

